

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p><u>8 第22条、第23条又は第28条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、この条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、第21条、第25条又は第26条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</u></p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第22条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>2 削除</u></p> <p>第23条～第27条（略） （発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第28条（略） 2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。 （談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第28条の2（略）</p> <p>2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合（年当たりの率は、</p>	<p><u>2 前項又は第28条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第15条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。</u></p> <p>第23条～第27条（略） （発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第28条（略） 2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。 （談合等不正行為があった場合の違約金等）</p> <p>第28条の2（略）</p> <p>2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合（年当たりの率は、</p>

改正後	改正前
<p>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 第13条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第30条～第35条(略)</p>	<p>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 第13条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第30条～第35条(略)</p>